

## 助産所の開設について（法人開設）

### 【開設許可申請】

**事 案** 助産師でない者が助産所を開設しようとする場合  
**申請時期** 事前 ※申請から許可証交付までは日数がかかります。

#### 必要書類等（提出部数：一式1部）

- 1 助産所開設許可申請書（様式第25号）
- 2 助産所の敷地平面図（ビルテナントの場合はフロア図）
- 3 助産所の建物平面図（各室の用途を記入したもの）
- 4 法人の定款、寄付行為又は条例（法人印による原本証明が必要）
- 5 賃貸借契約書の原本及びその写し（土地及び建物が開設者所有物でない場合）
- 6 手数料 12,000円（現金納付）
- 7 履歴事項全部証明書の原本と写し又は法務局の定款受領書
- 8 医療法人等の認可書・認可申請書（主たる事務所が市外の医療法人の場合は原本を確認します）

※ 助産所名称・建物の平面図については事前にご相談ください。助産所と助産所外は明確に区画する必要があります。（例：自宅と助産所が併設する場合、自宅と助産所の出入り口を別々に設け、内部も区画する等）

### ●入所施設を有する助産所を開設する場合

#### 【助産所使用許可申請】

**事 案** 入所施設を有する助産所の構造設備を使用する場合  
**届出時期** 事前 ※申請から許可証交付までは日数がかかります。

#### 必要書類等（提出部数：一式1部）

- 1 助産所使用許可申請書（様式第27号）
- 2 建築基準法による「検査済証」の写し
- 3 消防法による「消防用設備等（・特殊消防用設備等）検査済証」の写し
- 4 手数料 17,000円（現金納付）

### 【開設届】

**事 案** 開設を許可された助産所を開設した場合  
**届出時期** 開設後10日以内

#### 必要書類等（提出部数：一式1部）

- 1 助産所開設届（様式第30号）
- 2 助産師の免許証の原本及びその写し（非常勤等を含む。裏書きがある場合は両面の写し）
- 3 管理者の履歴書（最終学歴、職歴及び今回届出を行う助産所を開設する旨を記入し、押印したもの 職歴中、「退職」についても必ず記入 顔写真不要）
- 4 勤務先医療機関等からの承諾書（管理者が他の医療機関等に勤務中もしくは勤務予定の場合）

～以下5～7は分娩取扱い助産所のみ～

- 5 医師に囑託した旨の書類（住所・名称）  
又は、  
産科等が診療科名中にあることを記載した書類及び医療機関に対し、囑託を行った旨の書類（住所・名称）
- 6 診療科名中に産科等及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる医療機関に囑託したことが分かる書類（住所・名称）
- 7 囑託医の免許証の原本及びその写し（囑託医を確保した場合）

お問い合わせ先 千葉市保健所総務課医務班

〒260-0025 千葉市中央区問屋町1-3-5

千葉ポートサイドタワー12F

電話 043-238-9921 F A X 043-203-5251

E-mail somu.PHO@city.chiba.lg.jp

